

令和7年度決算 財務書類
注記(連結)

令和8年9月
横浜市

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価又は取得原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 有価証券……………会計年度末における市場価格

② 出資金……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（※）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15 年～50 年

工作物 10 年～75 年

物品 5 年～10 年

② 無形固定資産（※）……………定額法

※リース期間が 1 年以内のリース取引、少額のリース取引、オペレーティング・リース取引に係るリース資産を除く。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末に自己都合により退職した場合に必要な支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① リース期間が 1 年以内のリース取引、少額のリース取引、オペレーティング・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② ①以外のリース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物をいいます。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

② 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価格が 100 万円以上のものに限り資産計上します。ただし、車両・運搬具については金額に関わらず計上するものとします。

ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じます。

③ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、原則として、法人税法基本通達第 7 章第 8 節によっています。

ただし、同通達においては、資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額がある場合において、その金額が 60 万円に満たない場合は修繕費とすることとされていますが、金額が 100 万円未満であるときは、原則、修繕費として処理しています。

④ 未収金・長期延滞債権について

特殊案件の「産廃最終処分場行政代執行費（令和 7 年度 6,061 百万円）」、「東京電力ホールディングス株式会社賠償請求金（令和 7 年度 1,578 百万円）」は除いています。

2 追加情報

(1) 連結対象団体

	団体名	団体分類	連結の方法	比例連結割合
1	神奈川県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・広域連合 他の自治体と共同、または広域的に事務を行うために設立した団体	比例連結	41.04%
2	神奈川県内広域水道企業団			38.45%
3	公立大学法人横浜市立大学	地方独立行政法人	全部連結	—
4	横浜市住宅供給公社	地方三公社		
5	公益財団法人横浜市国際交流協会	外郭団体等 原則として本市の出資割合が25%以上の団体と、本市との人的・財政的な関係から指導・調整が必要な団体として本市が独自に定めた団体等	全部連結	—
6	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会			
7	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団			
8	公益財団法人横浜市スポーツ協会			
9	公益財団法人よこはまユース			
10	公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会			
11	公益財団法人横浜市総合保健医療財団			
12	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会			
13	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団			
14	公益財団法人横浜市緑の協会			
15	公益財団法人横浜市資源循環公社			
16	公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団			
17	公益財団法人横浜企業経営支援財団			
18	公益財団法人横浜市消費者協会			
19	公益財団法人横浜市シルバー人材センター			
20	公益財団法人三溪園保勝会			
21	公益財団法人横浜市観光協会			
22	株式会社横浜国際平和会議場			
23	横浜市信用保証協会			
24	横浜市場冷蔵株式会社			
25	横浜食肉市場株式会社			
26	株式会社横浜市食肉公社			
27	公益財団法人横浜市建築保全公社			
28	横浜シティ・エア・ターミナル株式会社			
29	横浜高速鉄道株式会社			
30	一般社団法人横浜みなとみらい21			
31	株式会社横浜シーサイドライン			
32	横浜港埠頭株式会社			
33	公益財団法人帆船日本丸記念財団			
34	横浜ベイサイドマリーナ株式会社			
35	横浜交通開発株式会社			
36	横浜ウォーター株式会社			
37	公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団			
38	公益財団法人よこはま学校食育財団			
39	株式会社横浜スタジアム		比例連結	5.70%
40	株式会社横浜アリーナ			24.40%
41	株式会社横浜港国際流通センター			24.90%
42	横浜川崎国際港湾株式会社			47.30%

連結の方法は次のとおりです。

- ① 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ② 地方独立行政法人は、全て全部連結の対象としています。
- ③ 地方三公社は、全部連結の対象としています。
- ④ 外郭団体等は、出資割合等が50%を超える団体（出資割合等が50%以下であっても業務運営

に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。)は、全部連結の対象としています。

また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない外郭団体等については、出資割合が25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間が設けられている団体(会計)においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体(会計)と出納整理期間を設けている団体(会計)との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産に関する情報

貸借対照表での有形固定資産の事業用土地のうち、売却に向けた取組が可能と考えるものは、次のとおりです。

ア 面積及び価格

34,882.97 m²、3,758 百万円

イ 価格の算出方法

鑑定評価を実施している場合はその鑑定額、未実施の場合は面積×固定資産税路線価(令和8年1月1日の価格時点)で算出